

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

(令和7年度)

住 所 京都市右京区嵯峨天竜寺車道町

事業者名 嵯峨野観光鉄道株式会社

代表者名 代表取締役社長 三戸 尉行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
トロッコ嵯峨駅	・階段の手摺（2段化）の整備（2026年度迄） ・スロープ手摺（2段化）他の整備（実施時期未定）	・トロッコ嵯峨駅 駅舎ドアの自動化 2025年2月
トロッコ嵐山駅	・改札口から乗降ホームへの段差解消設備の整備 ・公共通路から改札内階段まで誘導ブロックの整備 ・階段手摺（2段）の整備 ※上記項目は段差解消に併せて整備（実施時期未定） ・旅客男性トイレ小便器用手摺の整備（2026年度迄）	・トロッコ嵯峨駅 駅舎ドアの自動化 2025年2月 ・トロッコ亀岡駅 触地図の修正 2024年10月
トロッコ保津峡駅	・階段の手摺（2段）の整備（実施時期未定）	
トロッコ亀岡駅	・階段の手摺一部改修（2026年度迄）	

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
マニュアルの更新	必要に応じてマニュアルの更新を実施	更新項目なし
実地訓練の実施	マニュアルに応じた訓練の実施を計画	2025年2月実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢のお客様や障がいをお持ちのお客様に関する民間資格を持つ係員の増強	ユニバーサルマナー研修受講の懇意	2024年度2名が受講

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢のお客様、お身体が不自由なお客様を含めわかり易い案内設備でスムーズな動線の確保	案内表示場所や方法を見直すことにより高齢者、障害者を含めすべてのお客様にわかり易い案内設備とし、特に異常時のスムーズな動線の確保を行います。	改修に向けて準備中

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客を担当する社員への研修の実施	高齢のお客様や障がいをお持ちのお客様への介助方法等についての教育を実施する。	2025年2月実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスターの掲出	バリアフリーに関する各種ポスター等の掲出	継続して掲出する

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

移動円滑化の推進に向け、運輸課長を中心に諸施策を実施していく。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページで掲載する。

(4) その他

中長期的な経営に関する計画と連動させ、毎年取組みを進めていく。

住 所 京都市右京区嵯峨天竜寺車道町
 事 業 者 名 嵐峨野観光鉄道株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 三戸 尉行

I. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和7年3月31日現在)

共用駅 鉄道事業者名	鉄道駅の称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化省令基準適合の有無	段差への対応	段差が解消されるホームの数	プラットホームの数	エレベーターの設置基	エスカレーターの設置基	その他設置基	傾斜路の設置箇所数	斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数	転落防止のための設備の設置の有無
嵯峨野観光	トロッコ嵯峨駅	嵯峨野観光線	京都府京都市右京区	2,559人	—	○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	—	1	○	—	
嵯峨野観光	トロッコ嵐山駅	嵯峨野観光線	京都府京都市右京区	1,873人	—	—	1	—	基	基	基	箇所	○	—	×	×	—	—	—	○	
嵯峨野観光	トロッコ保津峡駅	嵯峨野観光線	京都府京都市西京区	13人	○	—	—	1	—	基	基	基	箇所	○	—	×	×	—	—	○	
嵯峨野観光	トロッコ亀岡駅	嵯峨野観光線	京都府亀岡市篠町	4,848人	—	—	○	1	1	1 (1) 基	基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	—	1	○	
	駅	線		人						基	基	基	箇所								
	駅	線		人						基	基	基	箇所								

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

(令和7年度)

住 所 京都市右京区嵯峨天竜寺車道町

事業者名 嵯峨野観光鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 三戸 尉行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
普通鉄道（その他）	当社の車両は国鉄貨車を改造し開業当初から使用していますが、以前から「公共交通移動等円滑化基準」に基づき、車椅子スペースを設けてきました。更なる推進にあたっては、大規模な改造（設計含む）が必要となり、相当のコストが必要となることに加え、施工するとなれば長期間の運休が見込まれます。今後は、車両更新時に、「公共交通移動等円滑化基準」に適合した車両が投入できるよう計画を進めてまいります。	車両更新計画中

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
マニュアルの更新	必要に応じてマニュアルの更新を実施	更新項目なし
実地訓練の実施	マニュアルに応じた訓練の実施を計画	2025年2月実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢のお客様や障がいをお持ちのお客様に関する民間資格を持つ係員の増強	ユニバーサルマナー研修受講の懇意	2024年度2名が受講

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢のお客様、お身体が不自由なお客様を含めわかり易い案内設備でスムーズな動線の確保	案内表示場所や方法を見直すことにより高齢者、障害者を含めすべてのお客様にわかり易い案内設備とし、特に異常時のスムーズな動線の確保を行います。	改修に向けて準備中

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客を担当する社員への研修の実施	高齢のお客様や障がいをお持ちのお客様への介助方法等についての教育を実施する。	2025年2月実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスターの掲出	バリアフリーに関する各種ポスター等の掲出	継続して掲出する

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

移動円滑化の推進に向け、運輸課長を中心に諸施策を実施していく。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページで掲載する。

(4) その他

中長期的な経営に関する計画と連動させ、毎年取組みを進めていく。

(令和6年度)

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	1 編成 (両)	0 編成 (両)	1 編成	0 編成	0 編成	0 編成	1 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	0 編成 1 (両)	0 編成 0 (両)	1 編成	0 編成	0 編成	0 編成	1 編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○